

令和8年9月10日公表

兵庫県警察における障害者である職員の任免の状況について
(令和8年6月1日現在)

兵庫県警察

障害者の雇用の促進等に関する法律第40条第2項の規定に基づき、兵庫県警察における障害者である職員の任免状況（令和8年6月1日現在）を下記のとおり公表します。

記

1 任免状況等

法定雇用率	法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数 (A)	障害者数 (B)	実雇用率 (B/A)	不足数 (C)
2.8%	1042.0 人	37.5 人	3.60%	0 人

※1 短時間勤務職員（週当たりの勤務時間が20時間以上30時間未満である常勤する職員）は、その1人をもって0.5人に換算するため、人数に小数点以下が生じることがあります。

※2 障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数については、特定の職員が障害者であること及びその障害の種類や程度等が推認されるおそれがあるため、公表を差し控えます。

※3 「不足数(C)」とは、「法定雇用率を達成するために採用しなければならない障害者の数」です。(A)の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切捨て)から、(B)の障害者である職員数を減じて得た数になります。

2 障害者雇用推進者

警務部長 成富 則宏

3 「兵庫県警察障害者活躍推進計画」及びその実施状況を公表しているHP

<https://www.police.pref.hyogo.lg.jp/.kunrei/index.htm>

兵庫県警察障害者活躍推進計画に基づく取組の実施状況について

障害者の雇用の促進等に関する法律第7条の3第6項に基づき、令和7年度の兵庫県警察障害者活躍推進計画に基づく取組の実施状況について、下記のとおり公表します。

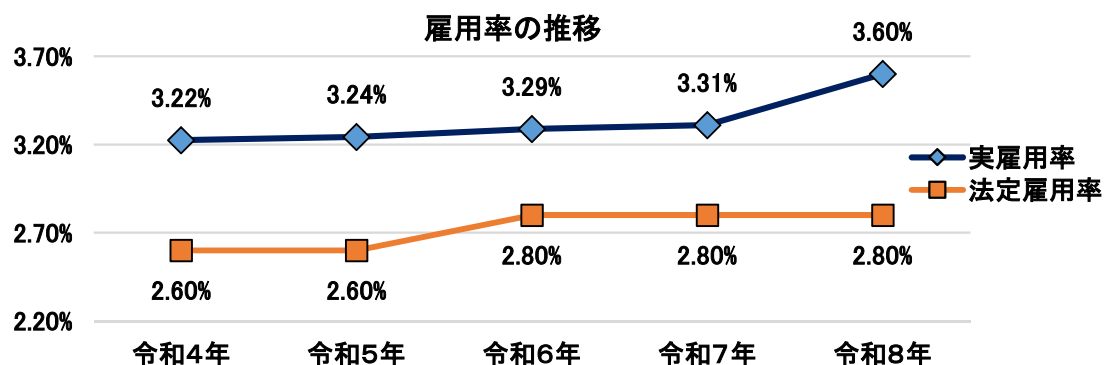
1 計画の目標

- (1) 実雇用率を2.8%以上
- (2) 職場への定着
- (3) キャリア形成（職域の拡大）

2 取組の実施状況（令和7年6月から令和8年5月）

(1) 採用に関する取組

令和8年6月1日現在、障害のある職員数は25人（雇用者数）。実雇用率を算出するために換算した対象障害者数は37.5人相当で、実雇用率は3.60%となり、法定雇用率2.8%を達成。



(2) 職場への定着に関する取組

ア 障害者職業生活相談員について障害のある職員（警察官含む）へ周知の上、職場における意見・要望等の把握を実施

イ 住居地、職員の希望、適性等に配慮した人事配置を実施

ウ 異なる障害がある職員の情報共有の場として意見交換会を実施

(3) キャリア形成への取組

視覚障害者の一斉考査及び昇任試験では本人の特性に合わせた合理的配慮を実施

(4) 勤務環境の整備に関する取組

聴覚障害者の業務におけるコミュニケーションを支援するため、音声文字起こしアプリを業務使用できる環境を整備

(5) その他の取組

ア 障害者雇用促進企業から事務用品等を調達するなど、障害者が活躍できる場の拡大を支援

イ 部外講話、教養資料を活用し、障害のある人への理解を深める取組を実施